

部 長 各 位

市 長

平成26年度当初予算の編成について（示達）

今、日本経済は新たな局面を迎えている。「停滞の20年」と言われ、長引くデフレや景気低迷からの脱却を目指し、安倍政権の「アベノミクス」と言われる経済政策は、「再生の10年」に向かって大きく舵を切った。一方で、社会保障・税一体改革による消費税率の引き上げなど、今後の政治・経済動向に十分注意を払いながらの行財政運営が必要となる。

東近江市においては、平成17年2月の合併から早や9年目を迎えようとしているが、平成26年度予算は、まさしく合併後のまちづくりを見据え、「今、何をすべきか」を示す大変重要な予算である。

人口減少時代にあっては、人を集める施策、住みたくなるまちを創造する必要がある。そのためには、交通インフラの整備はもちろんのこと、市内一円で一日過ごせるような、にぎわいの仕組みづくりが欠かせない。また、市の将来を担う子どもたちの学力向上や、地域活性化の基盤となる雇用対策にも重点的に取り組む必要がある。

先の台風18号による大雨は、本市にも甚大な被害を与えた。改めて、防災・危機管理体制の強化、社会資本の老朽化対策等の必要性について再認識し、社会的弱者を含むすべての市民が安心して暮らせるシステムづくりが急務となる。

国の合併支援を活用したまちづくりの期限（合併から10年）を目前に控え、健全財政の維持はもちろんのこと、将来世代への負担軽減も十分考慮しながら、「3つの理念」「5つの基本政策」を基軸に、スピード感を持ってまちづくりを推進する。

特に、平成26年度は、市域の経済活性化に資する即効性の高い事業について、優先的に予算化を行うこととする。すべての部署において、均衡ある発展を目指し、真に創意工夫による予算編成となるよう期待する。

1 経済の動向と国県の状況

内閣府が公表した9月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復しつつある。」とし、先行きについては「輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続く、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。」とする一方、「海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。」と指摘している。

国は、デフレからの早期脱却と経済再生の実現に向けて全力で取り組んでいるが、来年4月から消費税率が8%へと引き上げられることから、景気への影響を最小限とするため5兆円規模の経済対策を実施するとあり、今後の補正予算の編成など国の動向には十分留意する必要がある。

次に、滋賀県の財政状況については、平成23年3月に滋賀県行財政改革方針を策定し、平成23年度から平成26年度までの計画期間で改革を進めている。県は、計画期間の前期に取り組んだ改革を振り返り、基金残高や県債残高などは、方針策定時の見込みより改善している状況にあり、改革の成果が一定表れているとしているものの、県財政の厳しい状況に変わりなく、本市の予算編成にも大きな影響が及ぶと考える。

2 東近江市の財政状況

平成24年度一般会計決算において、実質収支は約8億3千万円の黒字であったが、企業収益の急激な悪化等により、市政の原動力の一つである法人市民税が平成23年度と比べて、約9億円(△39.0%)減少するなど、厳しい状況が続いている。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は87.1%(平成23年度:83.1%)となり、財政状況が硬直化していることが見て取れる。

今後、景気動向は回復基調にはあるが、法人市民税については海外景気の下揺れリスクに連動するため、流動的な状況である。来年4月からの消費税の増税については、歳入・歳出ともに影響を受けると想定されるが、社会保障・税一体改革で、地方消費税増収分は社会保障財源として用途が明示されていることもあり、歳入の増加額を上回る社会保障費の増加が見込まれる。そのほか、公債費の増加や合併後のまちづくりに必要とする事業が多く見込まれるため、大変厳しい財政状況にある。

このため、義務的経費を除く一般行政経費について、基本的にゼロシーリングとし、内容を徹底的に見直し、事業の再構築を行わなければならない。

3 予算編成に向けての基本的な考え方

(1) 3つの理念・5つの基本政策

東近江市が合併後のまちづくりをより強固なものにするため、「自己決定」「自己責任」により「自己完結」型のまちづくりを目指す。職員は、あらゆる知恵を絞り、あらゆる可能性を探り、自己の持つ良質な知を総動員し、前例踏襲ではなく、知識を創造し、戦略的に施策を組み立てる必要がある。

そのためには、丁寧に地域の声なき声に耳を傾け、次の「3つの理念」と「5つの基本政策」に基づき、東近江市民の「しあわせ」の向上を目指すまちづくりに取り組んでいくこととする。

3つの理念

① 合併してできたまちのスケールメリットを活かし、均衡ある発展を目指すこと。

「均衡ある発展」とは、ただ単に横並びの施策や事業を市全体で展開することではない。各地域の特性に合った事業を行うこと、そして、各種施策において、今まで光が当たっていなかった施策にも光をそそぐことで、魅力ある地域となり、東近江市全体に活気が生まれてくると考える。

② 市民の声を市政に生かすための市政運営に努めること。

まちづくりを進める上で、「市民の声」を反映させることは当然のことであるが、待ちの姿勢では、有益な情報は得られない。自らが声なき声に耳を傾け、求めていく姿勢が重要であると考えます。

③ 豊かな歴史、文化、伝統を誇るまちの姿を子や孫に伝え若い人が夢を持てる地域にすること。

日常生活においては、豊かな自然と共生する中で、各地域で特色ある祭りや伝承文化が保存継承されてきた。歴史や文化、伝統の発展は、心豊かな地域社会の活性化につながり、地域社会の維持に貢献し、次世代に繋げていくことが重要と考える。

これらの理念のもと、次の5つの基本政策を重点的に取り組む。

5つの基本政策

- ① 「均衡ある発展」を目指した地域の活性化と基盤整備の充実
- ② 地域医療の充実
- ③ 農林水産業の保護・育成
- ④ 教育・子育て支援の充実
- ⑤ 安心・安全なまちづくり

(2) 行財政改革への取組みについて

行財政改革計画（平成25年10月18日開催の行政改革推進本部で計画決定の予定）を基本に実効性のある行財政改革に取り組むこと。

特に、次の点には留意し、行財政改革を積極的に推進すること。

① 行財政改革計画の具体的取組の予算化

計画の具体的取組を実施するに当たって予算化が必要な取組みは、必ず予算化を行うこと。

② 公の施設改革計画を推進

(ア) 計画に基づき、平成26年度を目標年度としている施設で「譲渡・貸与」「閉鎖・解体」としている施設については、管理運営費を全額削減すること。

(イ) 計画に基づき、平成27年度を目標年度としている施設で「譲渡・貸与」としている施設において、修繕等が必要な施設については、必要最低限の修繕のみとし、かつその上限を年間管理経費（人件費を含む。）以内とすること。

(ウ) 計画において、新たに指定管理者制度の導入を定めている施設については、実施年度を定め早期に導入を行うこと。

(エ) 全施設において、運営費及び事業費の見直しを積極的に行い、予算に反映させること。

③ 行財政マネジメントシステムを活用

(ア) 同システムの入力項目「平成26年度以降の事業の方向性と資源の分配」で、財源の削減欄に「○」をしている事務事業については、削減を図ること。

(イ) 現状欄に「○」をしている事務事業についても、事業効果を再度点検し効果の低いものは大胆に見直すこと。

④ 補助金等について

(ア) 団体運営補助金は平成25年度をもって終了し、平成26年度からは事業補助金に移行することから内容を精査するとともに、新たな補助要綱（現在内容を精査中）に基づき予算化を行うこと。

(イ) 上記（ア）以外の施策補助金は1次評価の内部評価を経て、その一部を行政改革推進委員会で2次評価を行っており、後日通知する同委員会の評価結果を尊重し予算に反映させること。

(ウ) 上記（ア）（イ）以外の補助金や交付金・負担金については、現在、行政内部評価委員会で2次評価を行っており、後日通知する評価結果を尊重し、予算に反映させること。

⑤ 市単独の施策や事業

ゼロベースを前提に見直すこと。

4 予算編成における留意点

予算の編成に当たっては、下記の基本的な考え方に基づき進めることとする。

- (1) 概算要求では、歳出見積額が財政推計と大きな乖離があるため、各部において十分精査のうえ見積もること。特に、普通建設事業が概算要求で90億円を超えており、事業内容及び見積り内容は再検討するとともに、不急事業の見積りは後年度へ見送ること。
- (2) 平成27年度以後、交付税が段階的に40億円規模で減少していくことを十分認識し、一般行政経費は、原則縮小に努めること。また、持続可能な財政運営を行うため、「歳入に見合う歳出」の原点に立ち、「選択と集中」をより徹底し予算編成を進めること。
- (3) 各種使用料・手数料・負担金・分担金の見直しを行うこと。併せて、遊休地等公有財産の売却、滞納繰越金の回収等を積極的に進め、より一層の歳入増加に努めること。
- (4) 事業の選択にあっては、市民との情報の共有化を図るとともに、様々な機会を通じて意見等を可能な限り集約し、市民にとって特に優先度の高い課題を厳選し、事業を優先づけ、精査のうえ見積もること。
- (5) 事業の計画に当たっては、本市の必要とする事業に適合する国県の補助制度等、特定財源の確保について研究を行い、財政負担の軽減と事業効果を高めるように努力すること。併せて、特に建設事業については、十分に内容を精査し、必要最小限の規模、内容とすること。
- (6) 国県の動向に十分留意し、情報収集に努め慎重に見積もること。
なお、県補助金等の見直しについて、単純に市費へ振り替えるような見積りについては厳に慎むこと。

5 今後の主なスケジュール

- (1) 予算見積書提出 11月12日(火) 正午 (部ごとに取りまとめ財政課へ)
※部長会議において、各部長から「各部見積総括表」(様式1)により各部の見積り状況を説明すること。
- (2) 各課予算ヒアリング 11月20日(水)～12月17日(火)
- (3) 一次予算内示 1月17日(金)
- (4) 各部長ヒアリング 1月21日(火)～23日(木)
- (5) 最終予算内示 1月24日(金)
- (6) 予算書印刷発注 2月5日(水)